根	拠	法	令	貿易関	係貿易夠	外取引等	に関す	る省令
主	務	官	庁	経	済	産	業	省

役務取引許可申請書

経済産業大臣殿

申請年月日									
※許可年月日									
- ※許可番号									
(6) 役務の内容									
の別									
<i>>></i> 09									
項の規定により) 許 可 する。 しない。									
項及び 下記の条件を付して許可する。									
(人) (国及び									
こより									
経済産業大臣の記名押印									
資 格									

(裏面)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
- 3 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 4 外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役務取引許可申請については「2.支払等の関係」欄は記載する必要はない。
- 5 「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所(当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他)を記入すること。
- 6 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 7 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 8 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項又は第6項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。

送金(又は受領)年月日	金	額	銀行等、資金移動業者又は 電子決済手段等取引業者等確認欄